清水町求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1　求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいいます。

(1) 求職活動とは

ア 採用面接への参加

イ 就職説明会、職場見学等への参加

ウ インターンシップへの参加

エ 実習への参加

(2) 性的な言動とは

ア 性的な事実関係を尋ねること

イ 性的な内容の情報を意図的に流布すること

ウ 性的な関係を強要すること

エ 必要なく身体に触ること

オ わいせつな図画を配布すること

2　採用活動等に関するルール

(1) 求職者との面談、面接等は、公共施設で実施し、原則として複数名で対応します。

(2) 求職者への連絡は、執務室の電話、メール等を使用し、職員個人の電話やメールを使用しません。

(3) 職員の優位な立場を利用して求職者に私的な面会や交際を求めたり、私的に見返りを求めたりするようなことはしません。

(4) 採用活動等を通じて知り得た求職者等の個人情報は、適切に管理し、目的外に利用しません。

３　厳正な対処

求職者等に対するセクシュアルハラスメントが確認された場合には、地方公務員法、清水町職員の懲戒処分に関する指針等に従って、行為者に対し厳正に対処します。また、同様の事案が再発することのないよう必要な対策を講じます。

４　相談窓口

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口は総務課人事係です。

相談があった場合には、相談者等のプライバシーを保護するとともに相談をしたことによって不利益な取扱いをしません。

清水町総務課人事係　電話：055－981－8231

メール：jinji@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

令和８年10月１日制定

清水町